

屋外広告業登録制度の手引き

青森市 都市整備部 建築営繕課

令和4年4月

目次

- 1P 屋外広告業の概要
- 2P 屋外広告業の登録と特例届出制度
- 3～4P 屋外広告業の登録の手続き
- 5～6P 特例屋外広告業の届出の手続き
- 7～9P 登録業者の義務
- 10P 行政処分・罰則等について
- 11P その他

屋外広告業の概要

屋外広告業とは、屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置を行う営業をいいます。（青森市屋外広告物条例第2条第2項）

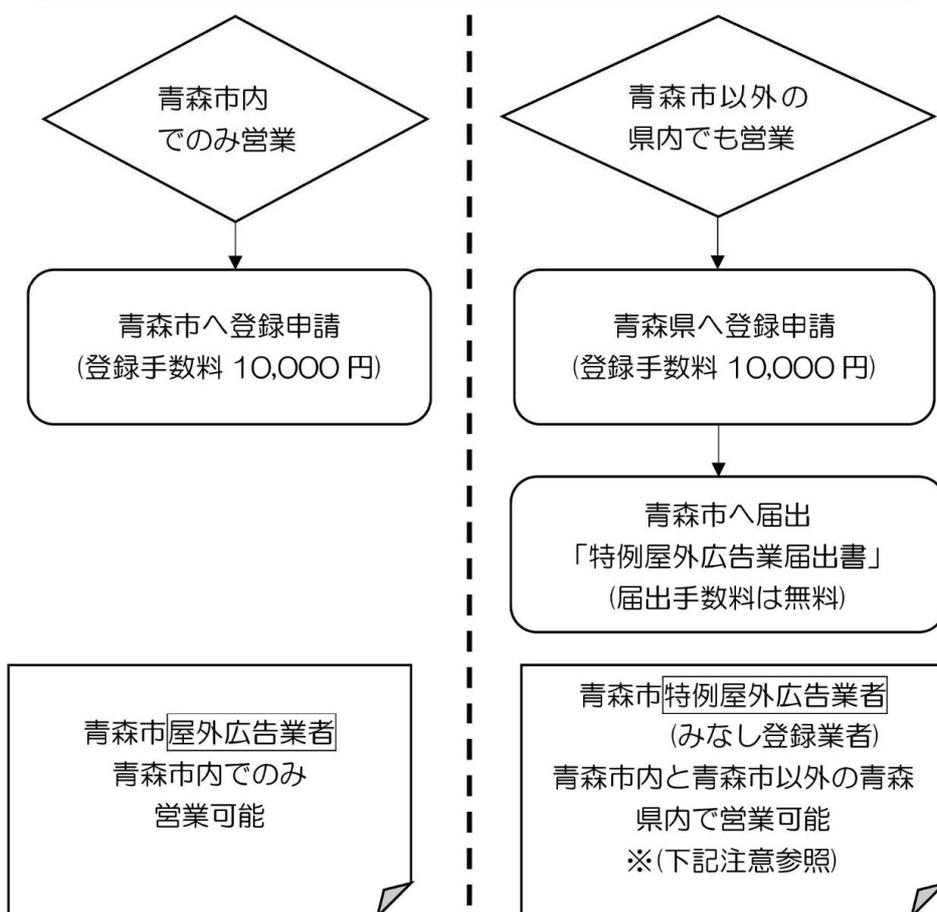
青森市内で屋外広告業を営もうとする場合、市内に営業所を有しているかどうか関わらず登録が必要です。

屋外広告業の登録と特例届出制度

青森市内で屋外広告業を営もうとする場合には、屋外広告業の登録を受ける必要があります。

登録方法は、青森市へ登録申請する方法(屋外広告業の有効エリアは青森市内のみ)か、青森県に登録後、県に登録した旨を青森市へ届ける特例届出制度(みなし登録)の2つの方法がありますので、どちらかの方法で申請してください。

青森市で屋外広告業を営もうとする場合の登録手続きは、いずれかの手続きをとってください。



※注意

県内中核市(八戸市)での営業については、別途八戸市へ届出が必要となります。詳細は、八戸市へお問い合わせください。

屋外広告業の登録の手続き

登録の申請

青森市の屋外広告業の登録を受けようとするかたは、屋外広告業登録（更新登録）申請書（様式第 12 号）に必要事項を記載し、誓約書（様式第 13 号）その他必要書類を添付して申請して下さい。（郵送可）登録の有効期間は 5 年間になります。なお、更新申請の場合、登録の有効期間が満了する日の 30 日前までに申請して下さい。（登録申請に係る様式等は、青森市ホームページでダウンロードすることができます。）

申請者が「法人である場合」、「個人である場合」で、それぞれ必要書類が異なります。また、複数の営業所を有する屋外広告業者は、本社又は本店が複数の営業所をまとめて登録することになります。

なお、未成年者の法定代理人の必要書類は、法定代理人が個人か法人かで異なります。

添付書類	申請者の区分	
	法人	個人
申請者の住民票の写し（※1）又はこれに代わる書類（※2） （法定代理人が個人の場合、法定代理人の書面も必要）	-	○
登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（※1） （法定代理人が法人の場合、法定代理人の書面も必要）	○	-
役員全員の住民票の写し（※1）又はこれに代わる書類（※2） （法定代理人が法人の場合、法定代理人の書面も必要）	○	-
業務主任者全員の住民票の写し（※1）又はこれに代わる書類（※2）	○	○
業務主任者の資格を証する書類（※3）	○	○

※1 住民票の写し・登記事項証明書は、申請日の前 6 ヶ月以内に発行されたもの(コピー不可)

※2 これに代わる書類とは、外国人登録原票記載事項証明書等をいう

※3 資格を証する書類：屋外広告士の合格証明書、講習会修了証書、職業訓練指導員免許書、職業訓練修了証明書、技能検定合格書等の写し（7 ページ「業務主任者の設置」参照）

登録の拒否

次の要件に該当する場合は、屋外広告業の登録が拒否されます

1. 青森市屋外広告物条例または他の地方公共団体の屋外広告物条例に違反して罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行が終わってから 2 年を経過していない者
2. 過去 2 かに登録取消の処分を受けた者
3. 過去 2 かに登録取消の処分を受けた法人の役員であった者（処分の日の 30 日前まで在籍していた場合を含む）
4. 営業停止処分を受け、その期間が経過しない者
5. 未成年者の法定代理人が、上記 1～4、下記 6 のいずれかに該当する場合
6. 法人の役員が、上記 1～4 のいずれかに該当する場合
7. 営業所ごとに業務主任者を選任していない場合

登録事項の変更の届出

屋外広告業者は、登録事項に変更があったときは、その日から 30 日以内に屋外広告業登録事項変更届出書（様式第 15 号）に必要事項を記載し、必要書類を添付して提出してください。

変更があった事項によって、添付書類に違いがあります。

変更事項	変更届出者の区分	
	法人	個人
商号・氏名・住所 （法人の場合は、名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地）	・登記事項証明書※ （履歴事項全部証明書）	・住民票の写し※ （外国人登録原票記載事項証明書等住民票に代わるものを含む。以下同じ）
営業所の名称・所在地 （商業登記の変更を必要とする場合）	・登記事項証明書※ （履歴事項全部証明書）	—
役員の氏名	・登記事項証明書※ （履歴事項全部証明書） ・当該役員の住民票の写し※ ・誓約書（様式第 13 号）	—
法定代理人の氏名・住所 （法定代理人が法人の場合、役員の氏名）	・法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人の場合、その役員全員の住民票の写し）※ ・誓約書（様式第 13 号）（法定代理人の変更の場合） ・登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（法定代理人が法人の場合）※	
業務主任者の氏名・所属営業所の名称	・当該業務主任者の住民票の写し※ ・業務主任者の資格を証する書類（参考：3 ページ「登録の申請」※3「資格を証する書類」）	

※ 住民票の写し・登記事項証明書は、申請日の前 6 ヶ月以内に発行されたもの(コピー不可)

廃業等の届出

屋外広告業者が屋外広告業を廃業等したときは、その日から 30 日以内に屋外広告業廃業等届出書（様式第 16 号）を提出してください。

廃業等の内容によって、届出義務者が異なります。

廃業等の内容	届出義務者
屋外広告業者が死亡した場合	その相続人
法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員であった者
法人が破産手続き開始の決定により解散した場合	その破産管財人
法人が合併及び破産手続き開始の決定以外の理由により解散した場合	その清算人
市内における屋外広告業を廃止した場合	屋外広告業者であった個人又は法人を代表する役員

特例屋外広告業の届出の手続き

屋外広告業の特例届出制度（みなし登録）

特例届出制度とは、青森県の屋外広告業の登録を受けているかたが、その旨を青森市に届出することで、青森市の登録を受けたものとみなす制度です。届出には手数料はかかりません。登録有効期間は青森県と同様になります。

特例届出に必要な書類

青森県の登録を受けた屋外広告業者が青森市内で営業を営もうとするときは、特例屋外広告業届出書（様式第 20 号の 2）に必要な事項を記載の上、下記の書類を添付して提出してください。（郵送可）（特例届出制度に係る様式等は、青森市ホームページでダウンロードすることができます。）

- ①青森県の登録（新規・更新）を受けたことを証する書面
（青森県の「屋外広告業登録通知書」の写し）
- ②業務主任者の資格を証する書類
（屋外広告士の合格証明書、講習会修了証書、職業訓練指導員免許書、職業訓練修了証明書、技能検定合格証書等の写し）

特例届出事項の変更の届出

特例屋外広告業者は、特例届出事項に変更があったときは、特例屋外広告業届出事項変更届出書（様式第 20 号の 3）に必要な事項を記載し、必要書類を添付して提出してください。

変更があった事項によって、添付書類に違いがあります。

変更事項	添付書類
商号・氏名・住所 （法人の場合は、名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地）	①青森県屋外広告物条例第 31 条第 1 項の規定による届出をしたことを証する書面（青森県から通知される「屋外広告業の登録事項の変更について（通知）」の写し）
営業所の名称・所在地	
業務主任者の氏名・ 所属営業所の名称	①青森県屋外広告物条例第 31 条第 1 項の規定による届出をしたことを証する書面（青森県から通知される「屋外広告業の登録事項の変更について（通知）」の写し） ②当該業務主任者の資格を証する書類（屋外広告士の合格証明書、講習会修了証書、職業訓練指導員免許書、職業訓練修了証明書、技能検定合格証書等の写し）

廃業等の届出

特例屋外広告業者が屋外広告業を廃業等したときは、特例屋外広告業廃業等届出書（様式第 20 号の 4）を提出してください。

廃業等の内容によって、届出義務者が異なります。

廃業等の内容	届出義務者
特例屋外広告業者が死亡した場合	その相続人
法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員であった者
法人が破産手続き開始の決定により解散した場合	その破産管財人
法人が合併及び破産手続き開始の決定以外の理由により解散した場合	その清算人
市内における屋外広告業を廃止した場合	特例屋外広告業者であった個人又は法人を代表する役員

登録業者の義務

業務主任者の設置

屋外広告業を営む者は、営業所（青森市内の営業に係るもの）ごとに、次のいずれかの資格等を有する業務主任者を選任しなければなりません。

1. 登録試験機関の試験に合格した者（屋外広告士を含む）
2. 都道府県、指定都市、中核市の行う講習会の修了者
3. 職業能力開発促進法に基づく
 - ・職業訓練指導員免許所持者（広告美術科）
 - ・技能検定合格者（広告美術仕上げ）
 - ・職業訓練修了者（広告美術科）
4. 市長が、上記に掲げる資格等と同等以上の知識を有するものとして認定した者（申請が必要です）
 - ・営業所において、広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置の責任者として、5年以上の実務経験があること
 - ・過去5年間にわたり広告物に関する法令に違反していないこと

業務主任者の業務の遂行

屋外広告業者は、選任した業務主任者に、次に掲げる業務の総括に関する業務をさせなければなりません。

1. 青森市屋外広告物条例その他広告物の表示及び掲出物件の設置に係る法令の規定の遵守に関すること
2. 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他広告物の表示等に係る安全の確保に関すること
3. 営業所に備える帳簿の記載に関すること
4. 以上のほか、業務の適正な実施の確保に関すること

標識の掲示

屋外広告業者は、営業所ごとに、公衆の見やすい場所に商号、氏名又は名称、登録番号（届出番号）などを記載した標識を掲示しなければなりません。自ら標識を作成し掲示してください。

標識の様式は次のとおりです。登録（届出）年月日及び番号は、登録（届出）の手続が終了した後、通知でお知らせいたします。

屋外広告業者登録票（様式第 19 号）

屋外広告業者登録票	
商 号 (名 称)	
氏 名 (法人にあつては、代表 者 の 氏 名)	
登 録 番 号	青森市長 第 号
登 録 年 月 日	年 月 日
営 業 所 の 名 称	
この営業所の業務主任 者の氏名	

40センチメートル以上

35
センチメートル以上

特例屋外広告業者届出済票（様式第 19 号の 2）

特例屋外広告業者届出済票	
商 号 (名 称)	
氏 名 (法人にあつては、代表 者 の 氏 名)	
登 録 番 号	青森県知事 第 号
登 録 年 月 日	年 月 日
届 出 番 号	青森市長 特例第 号
届 出 年 月 日	年 月 日
営 業 所 の 名 称	
この営業所の業務主任 者の氏名	

40センチメートル以上

35
センチメートル以上

帳簿の備付け

屋外広告業者は、営業所ごとに、注文者の氏名又は名称及び住所や広告物等の表示又は設置の場所などを記載した帳簿（様式 20 号）を備え、各事業年度の末日から 5 年間、これを保存しなければなりません。

		番 号	
注 文 者	氏名又は 名称		
	住 所	(電話番号) - -	
広告物等の表示 又は設置の場所 及び年月日	場 所		
	年 月 日	年 月 日	
広告物等の名称 又は種類、数量 及び規模	名称又は 種類		数量 m ² 、枚、個、張、基
	規 模	(たて) (よこ) (面数) (合計面積)	
		m× m× = m ²	
請 負 金 額			

行政処分・罰則等について

屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告

青森市内において屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことがあります。

報告及び立ち入り検査

青森市内において屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認められるときは、営業についての報告を求めるとや営業所その他営業に係るのある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査を行うこと、関係者に質問し、その回答を求めることがあります。

登録の取消し・営業の停止

屋外広告業者が次のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことや、6ヶ月以内の期間を定めてその営業の全部又は一部の停止を命じることがあります。

- ・ 不正の手段により屋外広告業の登録・更新を受けたとき
- ・ 「登録の拒否（3ページ）」の1、3、5～7のいずれかに該当することとなったとき
- ・ 登録事項の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき
- ・ 青森市屋外広告物条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき

特例屋外広告業者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内の期間を定めて市の区域内におけるその営業の全部又は一部の停止を命じることがあります。

- ・ 「登録の拒否（3ページ）」の1、3、5～7のいずれかに該当することとなったとき
- ・ 青森市屋外広告物条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき

罰則等

屋外広告業を営む者が青森市屋外広告物条例又は同条例に基づく処分に違反した場合、懲役や罰金の刑罰又は過料の行政罰に処せられることがあります。また、法人等の代理人、使用人その他の従業者が違反行為をした場合は、その行為者だけでなく、法人等にも罰金刑が科せられます。

その他

屋外広告業者登録簿・特例屋外広告業者届出簿の閲覧等

登録申請又は特例届出の手続を行うと、屋外広告業者登録簿又は特例屋外広告業者届出簿に情報が記載され、一般の閲覧に供されます。

青森市ホームページ

[トップページ](#)>[市政情報](#)>[青森市のまちづくり](#)>[都市づくり](#)>[景観・屋外広告物](#)>[屋外広告業](#)

登録申請・特例届出等の手続き窓口

青森市 都市整備部 建築営繕課 広告物・定期点検チーム
〒038-8555 青森県青森市中央一丁目2番5号 青森市役所本庁舎
電話：017-752-8964 FAX：017-752-9006
E-mail：kenchiku-eizen@city.aomori.aomori.jp